

令和元年度地域別最低賃金改定予定一覧

| 都道府県名 | 最低賃金時間額【円】 | 改定予定後の金額 |
|-------|------------|---------------|
| | 平成 30 年度 | 令和元年 10 月改定予定 |
| 北海道 | 835 | 861 |
| 青 森 | 762 | 788 |
| 岩 手 | 762 | 788 |
| 宮 城 | 798 | 824 |
| 秋 田 | 762 | 788 |
| 山 形 | 763 | 789 |
| 福 島 | 772 | 798 |
| 茨 城 | 822 | 849 |
| 栃 木 | 826 | 853 |
| 群 馬 | 809 | 835 |
| 埼 玉 | 898 | 926 |
| 千 葉 | 895 | 923 |
| 東 京 | 985 | 1,013 |
| 神奈川 | 983 | 1,011 |
| 新 潟 | 803 | 829 |
| 富 山 | 821 | 848 |
| 石 川 | 806 | 832 |
| 福 井 | 803 | 829 |
| 山 梨 | 810 | 837 |
| 長 野 | 821 | 848 |
| 岐 阜 | 825 | 851 |
| 静 岡 | 858 | 885 |
| 愛 知 | 898 | 926 |
| 三 重 | 846 | 873 |
| 滋 賀 | 839 | 866 |
| 京 都 | 882 | 909 |

| | | |
|--------|-----|-----|
| 大阪 | 936 | 964 |
| 兵庫 | 871 | 898 |
| 奈良 | 811 | 837 |
| 和歌山 | 803 | 829 |
| 鳥取 | 762 | 788 |
| 島根 | 764 | 790 |
| 岡山 | 807 | 833 |
| 広島 | 844 | 871 |
| 山口 | 802 | 828 |
| 徳島 | 766 | 792 |
| 香川 | 792 | 818 |
| 愛媛 | 764 | 790 |
| 高知 | 762 | 788 |
| 福岡 | 814 | 840 |
| 佐賀 | 762 | 788 |
| 長崎 | 762 | 788 |
| 熊本 | 762 | 788 |
| 大分 | 762 | 788 |
| 宮崎 | 762 | 788 |
| 鹿児島 | 761 | 787 |
| 沖縄 | 762 | 788 |
| 全国過重平均 | 874 | 901 |

※現時点ではまだ確定はしていません。なお、令和元年10月より順次発効されます。

令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について（令和元年10月改定予定）

（R1.7.31 厚生労働省労働基準局賃金課より）

| ランク | 都道府県 |
|---------|--|
| A (28円) | 埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・大阪 |
| B (27円) | 茨城・栃木・富山・山梨・長野・静岡・三重・滋賀・京都・兵庫・広島 |
| C (26円) | 北海道・宮城・群馬・新潟・石川・福井・岐阜・奈良・和歌山・岡山・山口・徳島・香川・福岡 |
| D (26円) | 青森・岩手・秋田・山形・福島・鳥取・島根・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄 |

月給者の場合の確認方法→月給者も確認が必要です。

(厚生労働省のHPより引用)

(1) 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、

日給 \geq 最低賃金額(日額)

(3) 月給制の場合

月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

【月給制の場合の換算方法1：〇〇県で働くAさんの場合】

| | |
|----------|----------|
| 基本給 | 120,000円 |
| 職務手当 | 30,000円 |
| 通勤手当 | 5,000円 |
| 時間外手当 | 35,000円 |
| 合計 | 190,000円 |
| 労働時間/日 | 8時間 |
| 年間労働日数 | 250日 |
| 〇〇県の最低賃金 | 850円 |

〇〇県で働く労働者Aさんは、月給で、基本給が月120,000円、職務手当が月30,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。M月は、時間外手当が35,000円支給され、合計が190,000円となりました。

なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、〇〇県の最低賃金は時間額850円です。

Aさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

(1) Aさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんので、

$$190,000 \text{円} - (5,000 \text{円} + 35,000 \text{円}) = 150,000 \text{円}$$

(2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$(150,000 \text{円} \times 12 \text{か月}) \div (250 \text{日} \times 8 \text{時間}) = 900 \text{円} > 850 \text{円}$$

となり、**最低賃金額以上**となっています。

【日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法2: △△県で働くBさんの場合】

| | |
|----------|----------|
| 基本給(日給) | 4,600円 |
| M月の労働日数 | 20日 |
| 職務手当 | 25,000円 |
| 通勤手当 | 5,000円 |
| 合計 | 122,000円 |
| 労働時間/日 | 8時間 |
| 年間労働日数 | 250日 |
| △△県の最低賃金 | 800円 |

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり4,600円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。M月は、20日間働き、合計が122,000円となりました。なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、△△県の最低賃金は時間額800円です。

Bさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

(1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。

$$30,000 \text{円} - 5,000 \text{円} = 25,000 \text{円}$$

(2) 基本給(日給制)と手当(月給制)のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

基本給の時間換算額 $4,600 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} / \text{日} = 575 \text{ 円} / \text{時間}$

手当の時間換算額 $(25,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}) \div (250 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}) = 150 \text{ 円} / \text{時間}$

合計の時間換算額 $575 \text{ 円} + 150 \text{ 円} = 725 \text{ 円} < 800 \text{ 円}$

となり、**最低賃金額を下回る**こととなります。

【歩合給制の場合の換算方法1：□□県で働くCさんの場合（完全歩合給制の場合）】

| | |
|---------|--|
| 歩合給 | 136,000円 |
| 時間外割増賃金 | 5,100円 (136,000円 ÷ 200時間 × 0.25 × 30時間) |
| 深夜割増賃金 | 2,550円 (136,000円 ÷ 200時間 × 0.25 × 15時間) |
| 総支給額 | 143,650円 |
| 月間総労働時間 | 200時間 |
| 所定労働時間 | 170時間 (1年間における1箇月平均所定労働時間数) |
| 時間外労働時間 | 30時間 |
| 深夜労働時間 | 15時間 |

□□県のタクシー会社で働く労働者Cさんは、あるM月の総支給額が143,650円であり、そのうち、歩合給が136,000円、時間外割増賃金が5,100円、深夜割増賃金が2,550円となっていました。なお、Cさんの会社の1年間における1箇月平均所定労働時間は月170時間、M月の時間外労働は30時間、深夜労働が15時間でした。□□県の最低賃金は、時間額850円です。

Cさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

(1) Cさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。除外される賃金は、時間外割増賃金、深夜割増賃金であり、

$$143,650 \text{ 円} - (5,100 \text{ 円} + 2,550 \text{ 円}) = 136,000 \text{ 円}$$

(2) この金額を月間総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較すると、

$$136,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 時間} = 680 \text{ 円} < 850 \text{ 円}$$

となり、**最低賃金額を下回る**こととなります。

【歩合給制の場合の換算方法 2：××県で働く D さんの場合（固定給と歩合給が併給される場合）】

| | |
|---|----------|
| 固定給 | 119,000円 |
| 歩合給 | 42,000円 |
| <small>(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。)</small> | |
| 固定給に対する時間外割増賃金 | 26,250円 |
| <small>(119,000円÷170時間×1.25×30時間)</small> | |
| 固定給に対する深夜割増賃金 | 2,625円 |
| <small>(119,000円÷170時間×0.25×15時間)</small> | |
| 歩合給に対する時間外割増賃金 | 1,575円 |
| <small>(42,000円÷200時間×0.25×30時間)</small> | |
| 歩合給に対する深夜割増賃金 | 788円 |
| <small>(42,000円÷200時間×0.25×15時間)</small> | |
| 総支給額 | 192,238円 |
| 月間総労働時間 | 200時間 |
| 所定労働時間 | 170時間 |
| <small>(1年間における1箇月平均所定労働時間数)</small> | |
| 時間外労働時間 | 30時間 |
| 深夜労働時間 | 15時間 |

××県のタクシー会社で働く労働者 D さんは、ある M 月の総支給額が 192,238 円であり、そのうち、固定給が 119,000 円（ただし、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。）歩合給が 42,000 円、固定給に対する時間外割増賃金が 26,250 円、固定給に対する深夜割増賃金が 2,625 円、歩合給に対する時間外割増賃金が 1,575 円、歩合給に対する時間外割増賃金が 1,575 円、歩合給に対する深夜割増賃金が 788 円となっていました。なお、D さんの会社の 1 年間における 1 箇月平均所定労働時間は月 170 時間で、M 月の時間外労働は 30 時間、深夜労働が 15 時間でした。××県の最低賃金は、時間額 850 円です。

D さんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

(1) 固定給（最低賃金の対象とならない賃金を除いた金額）を 1 箇月平均所定労働時間で除して時間当たりの金額に換算すると、

$$119,000 \text{ 円} \div 170 \text{ 時間} = 700 \text{ 円}$$

(2) 歩合給（最低賃金の対象とならない賃金を除いた金額）を月間総労働時間で除して時間当たりの金額に換算すると、

$$42,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 時間} = 210 \text{ 円}$$

(3) 固定給の時間換算額と歩合給の時間換算額を合計し、最低賃金額と比較すると、

700 円+210 円=910 円>850 円

となり、**最低賃金額以上**となっています。

なお、最低賃金の計算の際、除外される手当は、

- ・ 精皆勤手当
- ・ 家族手当
- ・ 通勤手当
- ・ 時間外、休日、深夜勤務手当

などとなります。

以上